天理市デマンド型乗合タクシー運行事業者選定(案)について

項目	摘 要
業務名	天理市デマンド型乗合タクシー運行業務
委託事業者選 定方法	公募型プロポーザル
公募の範囲	奈良県内の事業者(奈良県内に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得見込みの者であること。)
委託期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間
全体スケジュ	
ール	内 容 期 間 等
	募集要領等の配布 期間 平成 25 年 9 月 3 日 (火) から 9 月 20 日 (金) まで、地 域安全課にて直接配布。また市のホームページからダウン ロード。
	質問の受付 平成 25 年 9 月 3 日 (火) から 9 月 12 日 (木) まで
	質問の回答日 平成 25 年 9 月 19 日 (木) 予定
	申請書受付期間 平成 25 年 9 月 24 日 (火) から 10 月 3 日 (木) まで
	1 次審査 (書類審査) 平成 25 年 10 月 9 日 (水) 予定
	2 次審査 (面接) 平成 25 年 10 月 30 日 (水) 予定
応募手続き	募集は、北エリア、南エリア・・・を個別に行うが、全ての地区の企画提案書を 提出することは可能。
選定方法	
	1 次審査 (書類審査) 提出された業務実施体制書及び企画提案書を下記で示す審 査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を数者選定す る。
	2次審査 (面接) 第1次審査により選考された事業者に対し企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、下記で示す審査基準に基づいて再評価のうえ、交渉権の順位を決定する。

項目	摘 要
審査基準	プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。
	(1) 運行主体に関する評価
	① 安定したサービスを提供する能力
	② 運行主体として安全・安心なサービスを提供する能力
	③ 公共交通維持のための現実的な提案を行う能力
	(2) 区域運行に関する評価
	① 当該地域で運行するに当たっての安全・安心なサービスを提供する能力
	② 当該地域で運行するに当たっての業務遂行能力
	③ 事故発生時の対応など危機管理能力
	(3) 運行経費に関する評価
契約手続き	(1) 選考委員会は、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査基準の項目毎に
	合計し、総合得点により交渉権の順位を決定する。
	(2) 交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行うが、合意に至
	らなかった場合や、事業者が辞退した場合、また下記の参加事業者の失格に該
	当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うも
	のとする。交渉権第2位以下、同様の手続きとする。
参加事業者の	(1)参加資格の要件を満たさなくなった場合
失格	(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
	(3)審査の公平性を害する行為があった場合
	(4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委
	員会の委員長が失格であると認めた場合
その他	① 応募事業者が少数の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を行うことがある。
	 ② 選考委員会は非公開とし、審査内容については後日ホームページ上で公開する。
	③ 第1次審査参加事業者が1事業者の場合は、公募によるプロポーザル方式の委託
	事業者選定を中止することがある。
	④ このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
	⑤ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
	⑥ 提出された書類は返却しない。